

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日と当るときは翌日)昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次  
告示 町村の廃置分合  
右同  
右同

## 告示

### 鳥取県告示第百五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により鳥取県東伯郡東郷松崎町、舍人村及び花見村を廃しその区域をもつて、新たに東郷町を置き、昭和二十八年四月一日から施行する。

なお地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百七十七條第一項の規定による東郷町の人口は八、六九六人である。

### 鳥取県告示第百六号

昭和二十八年三月十六日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により鳥取県東伯郡長瀬村、淺津村、橋津村及び宇野村を廃しその区域をもつて、新たに羽合町を置き、昭和二十八年四月一日から施行する。

なお地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百七十七條第一項の規定による羽合町の人口は八、二一九人である。

昭和二十八年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県告示第百七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、鳥取県東伯郡矢送村、南谷村及び山守村を廃し、その区域をもつて、新たに関金町を

